

伊勢原射撃場の維持管理及び 運営等に関する業務の基準

令和4年4月

神奈川県

目 次

1	基本方針	1
2	施設及び設備の保守及び維持管理に関する業務	
(1)	保守及び維持管理業務	1
(2)	保安警備業務	3
(3)	留意事項	3
3	施設の運営に関する業務	
(1)	開場日及び開場時間	3
(2)	利用の申込	4
(3)	利用の承認	4
(4)	利用承認の取消し等	4
(5)	施設の利用調整に関する業務	4
(6)	施設の利用案内に関する業務	4
(7)	指定射撃場、教習射撃場及び練習射撃場の指定に係る申請等に関する業務	5
(8)	施設の供用に関する業務	5
(9)	留意事項	6
4	利用料金の徴収に関する業務	
(1)	利用料金の徴収	6
(2)	利用料金の額の決定	6
(3)	利用料金の減免	6
(4)	利用料金の不還付の決定	6
5	利用の促進に関する業務	
(1)	各種大会及びイベント等の誘致、企画、運営及び実施	6
(2)	ホームページ作成、広報誌の編集・発行等の広報業務	6
(3)	利用率、入場者数等の調査統計に関する業務等	6
(4)	自主事業に関する業務（任意）	7
6	調査及び監査等	7
7	その他留意事項	
(1)	関係機関への届出等	7
(2)	職員の配置等	7
(3)	引継ぎ	7
(4)	留意事項	7

伊勢原射撃場の維持管理及び運営等に関する業務の基準

1 基本方針

神奈川県立伊勢原射撃場条例第2条に定める「県民に射撃に関する知識の習得及び技能の向上の場を提供し、もって県民のスポーツの振興に寄与する」役割を十分に発揮しうる施設運営を行う。

また、指定管理業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守し、射撃場の適正な管理運営を行うものとする。

2 施設及び設備の保守及び維持管理に関する業務

(1) 保守及び維持管理業務

射撃場の施設及び設備について、次の保守管理を行うものとする。

射撃場の施設及び設備の内容は、参考資料1「概念図」、参考資料2「施設設備一覧表」及び参考資料3「管理物品一覧表」を参照。

ア 建築物の保守及び維持管理

建築物について、外壁、内壁等の状態を監視、維持すること。また、不具合を発見した場合は、速やかに知事に報告すること。

イ 建築設備の保守及び維持管理

建築設備等について、各種法令に基づく管理責任者を設置し、次の日常点検、法定点検、定期点検及び清掃等を行い、状態、性能を維持するとともに、必要に応じてその他の点検等を行うこと。また、不具合を発見した場合は、可能な範囲で修繕又は応急対応を実施する。指定管理者で対応できない場合は、速やかに知事に報告すること。

(ア) 検査、点検、法定点検等保守管理業務

a	消防設備点検（外観点検・機能点検及び総合点検）	年2回
b	浄化槽保守点検	年1回
c	自動ドア保守点検	年3回
d	クレー放出機点検	年2回
e	電子標的機器点検	年1回
f	ビームライフル機器点検	年1回
g	水処理プラント保守点検	年12回
h	自家用電気工作物保守点検	年12回
i	自家用電機工作物年次精密点検	年1回
j	受水槽保守点検	年1回
k	水道水質検査	年3回
l	空気環境測定	年6回
m	水質検査	年24回
n	建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく定期点検 敷地及び構造の点検（法第12条第2項）	3年に1回
	昇降機及び昇降機以外の建築設備の点検（法第12条第4項）	年1回

(イ) 清掃業務

- | | | |
|---|-------------|------|
| a | 射撃場内日常清掃 | |
| | ・掃き掃除 | 通年 |
| | ・床洗い清掃 | 通年 |
| | ・水拭き清掃 | 通年 |
| b | 射撃場内定期清掃 | |
| | ・窓拭き清掃 | 年1回 |
| c | 受水槽清掃 | 年1回 |
| d | 産業廃棄物処理 | 年12回 |
| e | 害虫駆除 | 年2回 |
| f | 射撃場内樹木剪定・草刈 | 年3回 |

(ウ) 環境保全対策業務

- | | | |
|---|--|----|
| a | 薬きょう、クレー、ワッズ、鉛弾の回収及び処理 | 随時 |
| | ・薬きょう、クレー、ワッズの回収については、日常及び定期的に行うとともに、処理にあたっては関係法令に基づく資源の有効活用や適切な処理を行うこと。 | |
| | ・鉛弾の回収については、毎日（場合により休場日を含む。）実施するとともに、処理にあたっては関係法令に基づく資源の有効活用や適切な処理を行うこと。 | |
| b | 水処理プラントの適正管理 | 随時 |
| | ・水処理プラントが稼動した際にその機能を発揮できるよう、必要な薬品の注入や、定期的な汚泥の処理等の措置を講じ適正に管理すること。 | |

ウ 物品等の保守管理業務

(ア) 競技備品等の保守管理

備品管理簿で管理を行うほか、射撃場利用者の安全を図るため、競技備品の日常の維持、管理を行うこと。

破損、不具合等が発生した場合は、直ちに使用を停止する措置等を行い、知事に報告を行うこと。

(イ) 競技消耗品・事務消耗品

施設の運営に支障をきたさないよう必要な消耗品の購入、管理を行うこと。また、不具合等が発生したものは、随時更新を行うこと。

(ウ) 事務備品

備品管理簿で管理を行うほか、施設の運営に支障をきたさないよう事務備品の維持、管理を行うこと。また、破損、不具合等が発生した場合は、知事に報告を行うこと。

(エ) 重要物品

重要物品*について、施設の運営に支障をきたさないよう保守点検を行い、破損、不具合が生じた場合は、直ちに知事に報告を行うこと。

※価額が100万円以上の物品

(オ) 管理物品の帰属

備付けの物品や神奈川県が購入し委任した物品については神奈川県に帰属する。

指定管理者が指定期間中に更新又は新たに購入した物品の中で、施設運営の継続

のために必要と認められるものについては、指定管理期間終了後（指定の取消し等による指定期間途中の終了を含む）、神奈川県に無償譲渡するものとする。

(カ) 注意義務

物品の使用及び保管については、善良な指定管理者の注意義務をもって行うこと。

(キ) 処分等

管理物品の処分等については、事前に知事の承認を要する。また、管理物品の処分等に係る費用については、指定管理者が負担するものとする。

(ク) 報告

指定管理者は、管理物品について、現在高と照合の上、毎年3月末までに知事に報告すること。

エ 施設の修繕業務等

経年劣化による施設・設備の修繕・更新や物品の購入、または、特定できない第三者の行為により生じた施設・設備の修繕・更新や物品の購入の費用については、指定管理者が負担するものとする。ただし、施設の機能維持に係るものであり、かつ、100万円以上の費用が発生する場合には、県と指定管理者の協議により負担者を決定するものとする。（募集要項「12 県と指定管理者のリスク分担」参照）

(2) 保安警備業務

ア 施設内の秩序を維持し、事故、火災等の災害及び破壊等の犯罪の発生を警戒、防止し、利用者の安全を守るとともに財産の保全を図るため、保安警備を適切に行うこと。

イ 事故、災害及び犯罪等から利用者の安全を図ることができるよう適切な管理体制を整備、維持すること。

ウ 入退出者等を適切に管理すること。

(3) 留意事項

ア 点検、清掃等に際しては、利用者の利用の妨げにならないように行うこと。

イ 建物内に喫煙場所は設けないこと。

3 施設の運営に関する業務

(1) 開場日及び開場時間

ア 開場日

休場日を次のとおりとし、それ以外を開場日とする。ただし、(ア)から(ウ)までにかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休場日を臨時に変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。この場合、事前に利用者に告知すること。

(ア) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときを除く。）

(イ) 休日の翌日（土曜日、日曜日又は休日に当たるときを除く。）

(ウ) 12月29日から翌年の1月3日まで

イ 開場時間

(ア) 1月1日から3月31日まで及び10月1日から12月31日まで 午前8時30分から午後4時30分まで

(イ) 4月1日から9月30日まで 午前8時30分から午後6時まで

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、開場時間を臨時に変更することができる。この場合、事前に利用者に告知すること。また、業務時間は、原則として開場の30分前から閉場の30分後までとし、開場時間を変更するときは、業務時間も変更することができる。

(2) 利用の申込

指定管理者は、施設及び設備（以下「施設等」という。）の貸出しに際しては、原則として、利用しようとする者から、利用しようとする日の属する月の前月の初日から利用当日までに、利用申込書の提出を受けること。

ただし、公共団体又は公共的団体が行う体育行事で上に定める期間前に施設等の利用の申込みをしなければその開催に支障が生ずるものについては、指定管理者は、当該期間前に利用の申込みを受けること。

(3) 利用の承認

ア 指定管理者は、条例、規則及び指定管理者が定める規程等に基づき、射撃場の施設等を利用しようとする者に対して利用の承認を行うこと。

イ 指定管理者は、利用の承認を受けようとする者が条例第11条第2項各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を与えないことができる。

ウ 指定管理者は、神奈川県暴力団排除条例第11条第2項の規定により、当該施設の利用が暴力団の利益になると認められるときは、利用の承認を与えないことができる。

(4) 利用承認の取消し等

ア 指定管理者は、利用の承認を受けた者が条例第15条各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

イ 指定管理者は、神奈川県暴力団排除条例第11条第2項の規定により、当該施設の利用が暴力団の利益になると認められるときは、利用の承認を取り消すことができる。

(5) 施設の利用調整に関する業務

ア 利用調整会議

指定管理者は、施設利用者の円滑、効率的な利用のため、利用調整会議を設置、開催するなど、射撃場において開催を予定している各種大会等について、事前に日程の調整を行うこと。

イ 優先利用

神奈川県が施設を利用する場合、又は神奈川県との共催により団体が施設を利用する場合は、指定管理者は知事と事前に利用の調整を行うこと。

(6) 施設の利用案内に関する業務

ア 指導・助言

指定管理者は、県民が施設を利用する際、必要な指導・助言を行うこと。

イ 受付業務

指定管理者は、各射場の受付業務に常時1名以上を配置し、利用者サービスに支障がないようにすること。また、各射場に安全管理者を常時1名以上配置すること。

ウ その他

指定管理者は、利用者からの相談を受けた場合には、丁寧な対応を行うものとし、団

体利用等円滑な施設利用のために必要と認められる場合には、利用前に十分な打合せを行うこと。また、各種利用のための申請書類及び利用の手引き書を作成し、電話による問い合わせや、施設の見学等に対応すること。また、施設内や案内パンフレット等に、指定管理者により管理・運営されている施設であることを表示すること。

(7) 指定射撃場、教習射撃場及び練習射撃場の指定に係る申請等に関する業務

ア 指定射撃場の指定

指定管理者は、指定管理開始までの間に、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）第9条の2第1項の規定に基づき、神奈川県公安委員会に申請をし、指定射撃場の指定を受けること（指定管理者が代わった場合には、神奈川県公安委員会に対する管理者の変更届の届け出で足りる。）。

イ 教習射撃場の指定

指定管理者は、指定管理開始までの間に、銃刀法第9条の4第1項の規定に基づき、神奈川県公安委員会に申請し、教習射撃場の指定を受けること。

ウ 練習射撃場の指定

指定管理者は、指定管理開始までの間に、銃刀法第9条の9第1項の規定に基づき、神奈川県公安委員会に申請し、練習射撃場の指定を受けること。

エ 射撃場の公認申請

指定管理者は、指定管理開始までの間に、クレ射撃場（スキート射場、トラップ射場）について、必要に応じて一般社団法人日本クレ協会による射撃場の公認を受けること。また、ライフル射撃場については、必要に応じて公益社団法人日本ライフル協会による再公認を受けること。

オ その他

(ア) 銃刀法など関係法令に基づく各種届出等を行うこと。

(イ) 銃刀法に規定する管理者、教習射撃指導員等を適切に配置すること。

(ウ) 銃刀法第5条の5第4項の規定により、都道府県公安委員会から技能講習の委託があった場合は、知事と協議すること。

(8) 施設の供用に関する業務

ア クレ射撃場に関する業務

指定管理者は、クレの購入や放出等、利用者にクレ射撃を行わせるための一切の業務を行うこととする。

なお、クレ射撃場のうち、スキート射場の利用については、大会利用及び技能講習に限る。

イ ライフル射撃場に関する業務

指定管理者は、標的の購入等、利用者にライフル射撃を行わせるための一切の業務を行うこととする。

なお、第2ライフル射撃場のうち、第2ライフル棟については利用停止とする。

ウ ビームライフル射撃に関する業務

指定管理者は、利用者にビームライフル射撃を行わせるための一切の業務を行うこと。なお、ビームライフル射撃は第2ライフル棟以外の施設において実施することとする。

エ 施設の損傷及び滅失の届出

指定管理者は、利用者が施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(9) 留意事項

次の業務に係る選定手続きは県が行うので、指定管理者が任意に運営・設置することはできない。

- ・ 食堂の運営
- ・ 実包等の火薬類販売及び実包火薬庫の設置
- ・ 自動販売機の設置

4 利用料金の徴収に関する業務

(1) 利用料金の徴収

ア 利用料金の徴収にあたっては、徴収手続きに関する規程等を定め、適正に取扱うとともに、事故防止に努めること。

イ 利用料金の徴収及び保管については、然るべき責任者を置いて適正な管理を行うこと。

ウ 利用料金は前納とし、指定管理者の収入とする。ただし、クレー射撃場及びクレー放出機の利用料金は後納とする。また、収納した利用料金は、帳簿等を作成し、適正に管理しなければならない。

(2) 利用料金の額の決定

利用料金の額は、条例第 12 条第 2 項の規定に基づき、条例別表に定める額の範囲内において、知事の承認を得て定めること。

(3) 利用料金の減免

利用料金の減免については、条例第 13 条の規定に基づき知事の承認を得て定めた基準により、適正かつ公正に行うこと。

(4) 利用料金の不還付の決定

納付された利用料金は還付しない。ただし、災害その他利用の承認を受けた者の責めに帰すことができない理由により施設等を利用することができないと認めるときは、この限りではない。

5 利用の促進に関する業務

(1) 各種大会及びイベント等の誘致、企画、運営及び実施

施設の利用促進に資するため、各種大会の誘致やイベントの企画、運営を積極的に行うこと。

(2) ホームページ作成、広報誌の編集・発行等の広報業務

分かり易い施設案内を通じて、利用者の利便性の向上を図るため、ホームページを作成するとともに、広報誌の編集、発行等を行うことにより、施設の情報提供と魅力の発信を積極的に行うこと。

(3) 利用率、入場者数等の調査統計に関する業務

効率的、効果的な施設運営に資するため、施設の稼働率を把握するとともに、入場者数

等の調査統計を行うことにより、利用者ニーズの把握と利用者サービスの向上に向けた取り組みを積極的に行うこと。

(4) 自主事業に関する業務（任意）

指定管理者は、指定管理業務とは別に、あらかじめ知事の承認を受け、射撃場の設置目的に沿って、指定管理業務の実施を妨げない範囲内で、自己の責任と費用において自主的な提案事業（自主事業）を実施することができる。

事業にかかる経費は、全て指定管理者が負担するものとし、事業実施のために射撃場の施設を使用する場合、別途条例等に基づく承認等の手続きをとること。

6 調査及び監査等

知事は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者の管理する施設の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

7 その他留意事項

(1) 関係機関への届出等

射撃場の管理運営に関し必要な法令を遵守し、関係機関への届出や手続き等を遺漏なく行うこと。

(2) 職員の配置等

銃刀法に規定する管理者等を配置するほか、職員の配置にあたっては、次の項目を遵守すること。

ア 労働基準法等関係法令を遵守すること。

イ 施設の管理運営責任者を常勤雇用で1名以上配置すること。

ウ 防火管理者を置くこと。

エ 受付業務に必要なかつ適正な人数を配置し、利用者へのサービスに支障がないようにすること。

オ 施設運営及び施設管理等に従事する者には、射撃場での勤務経験、会計経理の実務経験を有する者を配置するよう努めること。また、射撃競技に関する知識を習得するための職員研修等を定期的実施し、事故のない射撃場の管理運営に努めること。

カ 職員は、施設利用者に対し、競技備品の適切な取扱いや安全指導が行える者を配置するとともに、応急救護手当に対応できる有資格者（救急救命士等）を配置するよう努めること。

キ 職員は、利用者の状況に応じて、手話に対応できる者を配置するよう努めるとともに、手話に対応できる体制の整備や研修・講習等を実施するよう努めること。

(3) 引継ぎ

指定管理者は、指定期間終了までに引継書を作成し、次期指定管理者が射撃場の業務を円滑かつ支障なく遂行できるように、引継ぎを行わなければならない。

(4) 留意事項

ア クレー射撃場のうち、スキート射場の利用については、大会利用及び技能講習に限るため、指定管理業務については、この範囲で実施すること。

イ 第2ライフル射撃場の第2ライフル棟及び倉庫については利用停止とするため、指定管理業務は、2(1)ア並びにイ(ア) a 及び b に限る。